

新成人の皆さんおめでとーございます

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。
収入等がなく保険料の支払いが困難な場合には「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料免除制度があります。

国民年金(基礎年金)3つのメリット

- 老後を支えます
 - 病气やけがで障害の状態になったときに支えます
 - 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます
- 老齢基礎年金
障害基礎年金
遺族基礎年金

世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

公的年金制度は二階建て

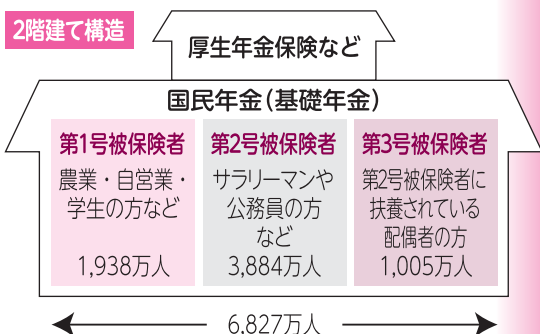
日本の公的年金制度は、2階建て構造になっています。

※20歳になった時の国民年金手続きについては町役場または、年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先

役場町民環境課 古市
電話(08668)54-2684
津山年金事務所 国民年金課
電話(08668)31-23663

公的年金制度の仕組み(平成22年度末)



「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」の提出をお願いします

この名簿は、選挙権のある方の申請に基づき、毎年1月1日現在で選挙資格を調査し調整されます。

資格があつても、農業委員会委員選挙人名簿に登載されていないと、農業委員の選挙が行われる場合の立候補や投票もできませんので資格のある方は忘れずに申請してください。(現委員の任期は平成23年7月20日から平成26年7月19日です。)

今回から、申請書は農業委員会から直接ご自宅に郵送しています。記載事項を確認して、必要に応じ加筆修正し押印のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送、または持参してください。

【資格要件】(①から③のすべてを満たすこと)

- ①平成24年1月1日現在で鏡野町内に住所を有すること
- ②平成24年3月31日現在で年齢が満20歳以上の人(平成4年4月1日以前生まれ)
- ③次のいずれかに該当すること

ア. 10a(1反)以上の農地を耕作している人
イ. アの同居の親族またはその配偶者で、耕作従事日数が年間おおむね60日以上の人

【郵送日】12月中旬

該当する人でまだ申請書が届いていない場合は、農業委員会事務局または各地域振興センターに申請用紙がありますので記入し、提出してください。

【提出期限】平成24年1月10日(火) 必着

お問い合わせ先

鏡野町農業委員会 電話54-2687
または各地域振興センター地域振興課